寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

○　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表（第一条関係）

所在地	官署	
福島県		
福島市荒井字地蔵原甲二の一四	東北地方整備局福島河川国道事務所吾妻山山系砂防出張所	（略）
富山県		
中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所	（略）
中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂外一一国有林地内	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所	（略）

現行

別表（第一条関係）

所在地	官署	
福島県		
福島市荒井字地蔵原甲二の一四	東北地方整備局福島河川国道事務所荒川砂防出張所	（略）
富山県		
中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六	登山研修所	（略）
中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所	（略）
中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂外一一国有林地内	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所	（略）